

江戸川区保育所の保育の実施に関する条例第4条第3項の改正を求める陳情

(福祉健康委員会付託)

受理番号 第163号

受理年月日 平成25年7月9日

付託年月日 平成25年9月27日

陳情者 . . . . .  
. . . . .

陳情原文 今まで、議会は保育料平準化の為に認証保育園に対し、区独自の補助を行う方向で検討されてきたと認識しております。しかし、それは実現に至っておりません。

そこで、新たな財源を必要としない形で行う保育料平準化策として、区独自補助の廃止を求めます。理由は料金格差によって、認証保育園から認可保育園への転園や認可保育園の入園許可後の認証保育園入所予約キャンセルが発生しているからです。

第二子減額制度は認証保育園34園中27園が実施しているとのことですが、低料金により待機児童が発生している認可保育園の制度とは事情が異なります。

つきましては、下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 江戸川区保育所の保育の実施に関する条例第4条第3項「生計を一にする世帯(別表第一のA階層及びB階層を除く。)から保育所に二人以上の児童が入所している場合においては、最年長児以外の入所児童の保育料の額は、当該児童一人につき別表第一に定める保育料の額に、別表第二に定める割合を乗じて得た額とする。」の見直しを行うこと。
- 2 上記1に関連する箇所の見直しを行うこと。